

1. 保育施設の種類

平成27年度より開始された「子ども・子育て支援制度」は、社会全体で子どもと子育てを支えていく新しい仕組みです。この制度開始に伴い、教育・保育の場として、幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育の4つの形が設けられました。

また、この制度に基づく認可を受けていない保育施設（認可外保育園）等もあります。

分類					申し込み先	備考		
保育園 (0歳～5歳児)	認可保育園	児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準に基づき県知事に認められた施設	公立保育園	設置・運営は市川市	こども施設入園課	公立保育園の民営化については市公式Webサイトをご参照ください。		
			私立保育園	設置・運営は社会福祉法人等の民間事業者		認可保育施設の利用申込みに関する記載(P4～20)をお読みのうえ利用申込みをしてください。		
	認可外保育園	認可保育園以外の保育施設	簡易保育園		各施設	簡易保育園保育料補助金又は子育てのための施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化)の対象となります。P36～をご参照ください。		
			企業主導型保育施設		各施設	P46をご参照ください。		
			事業所内保育施設		各施設			
認定こども園 (0歳～5歳児)	教育と保育を一体的に行う、幼稚園と保育園の機能をあわせもつ施設		2号・3号認定 (P4をご参照ください)		こども施設入園課	認可保育施設の利用申込みに関する記載(P4～20)をお読みのうえ利用申込みをしてください。		
			1号認定					
幼稚園 (3歳～5歳児)	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う施設	市立幼稚園…2年保育		各施設	各施設	子育てのための施設等利用給付(幼児教育・保育の無償化)の対象となります。 詳しくは市公式Webサイトをご参照ください。		
		公認私立幼稚園…3年保育		各施設				
		幼稚園類似施設…3年保育		各施設				
地域型保育 (0歳～2歳児)	小規模保育 ※1	定員が6人から19人までの保育施設			こども施設入園課	認可保育施設の利用申込みに関する記載(P4～20)をお読みのうえ利用申込みをしてください。		
	家庭的保育 ※2	市が認定した家庭的保育者が保護者に代わり、居宅(又はそれに代わるその他の場所)という家庭的な雰囲気の中で認可保育園と連携を持ちながら保育を実施する施設						
	事業所内保育 ※3	会社等の事業所にある保育施設	地域枠					
			従業員枠		各施設			
	居宅訪問型保育	保護者の自宅で1対1で保育を行う ※現在、市川市にはありません			—	—		

前ページの表の保育施設のうち、申込み先がこども施設入園課の施設(太枠で囲った施設。「認可保育施設」と総称します。)については、こちらのご案内をお読みのうえ利用申込みをしてください。

認可保育施設の一覧をP54~60に地区別に掲載していますので、ご参照ください。

※1 小規模保育

3歳児以降の保育について	○連携施設が設定されている小規模保育事業所と、設定されていない事業所があります。 ○連携施設のある小規模事業所については、連携施設への入園を希望する場合、優先的に入園することができます。その場合、他施設への希望はできません。 ○連携施設を希望せずに認可保育園や認定こども園への入園を希望する場合、申込み締切日時点で継続して3ヶ月以上利用していれば、3歳児クラスの4月入園の利用調整時に限って加点して利用調整を行います(P25をご参考ください)。この場合、連携施設に優先的に入園することはできません。 ○いずれの保育施設の利用を希望する場合も、新たな申込みが必要になります。連携施設を希望する場合は「小規模保育事業等連携施設利用申込書」によりお申込みください。
その他	小規模保育事業所に利用申込みをするお子さんの兄弟姉妹が連携施設を利用している(幼稚園の場合は「預かり保育」を利用している、又は利用を予定している)場合、加点して利用調整を行います(P25をご参考ください)。

※2 家庭的保育

市が認定した家庭的保育者とは	①市が行う研修等を修了し、市長が認める者 ②乳幼児の保育に専念できる者 以上の条件をすべて満たした人物です。家庭的保育者は、お子さんに対する深い愛情と子育てへの熱意を持ち、保護者の方とお子さんに向き合い、二人三脚で子育てを応援します。
利用対象者	乳幼児と家庭的保育者との間に3親等以内の親族関係がないことが条件です。
保育場所	家庭的保育者の居宅、又はそれに代わるその他の場所(市公式Webサイト「家庭的保育事業について」をご覧ください)
食事	食物アレルギーをお持ちのお子さんについては、医療機関受診後医師の指示の結果を基にご相談の上、弁当持参となります。
利用申込みの注意	<u>申込みの前に家庭的保育者宅の見学が必須となります。</u> (お子さん同伴での見学となります。)
3歳児以降の保育について	3歳児以降、認可保育施設に入園を希望する場合は新たに申込みが必要です。申込み締切日時点で継続して3ヶ月以上利用していれば、3歳児クラスの4月入園の利用調整時に限って加点して利用調整を行います(P25をご参考ください)。
その他	家庭的保育の内定辞退、家庭的保育からの転園については認可保育園と同等の扱いとなります。

※3 事業所内保育

事業所内保育とは	地域型保育事業として市町村の認可を受けるもの(利用定員に応じた地域枠を設けているもの)と認可を受けず認可外保育所として運営しているものの2種類があります。
従業員枠とは	事業所の従業員で、保護者のいざれか又は両方が働いているか、病気・出産などで子どもの保育ができない方が利用する枠です。事業所に直接申込みを行い、利用(内定)が決まりましたら、事業所で取りまとめた書類を、直接施設から市川市へ提出してもらいます。それに基づき、教育・保育給付認定と保育の利用決定を行います。
地域枠とは	他の認可保育施設と同様に利用する枠のことです。3歳児以降、保育施設に入園を希望する場合は新たに申込みが必要です。申込み締切日時点で継続して3ヶ月以上利用していれば、3歳児クラスの4月入園の利用調整時に限って加点して利用調整を行います。